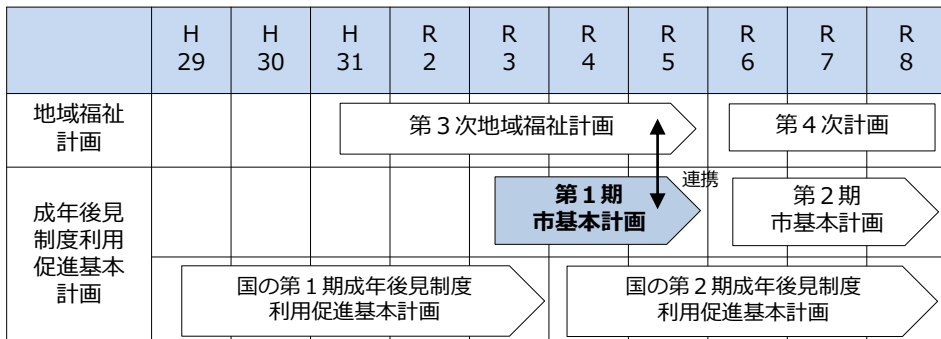


議事 1 第 1 期北上市成年後見制度利用促進基本計画の令和 3 年度活動状況

開催趣旨 (計画P20 計画の進行管理) 議事資料P 1

第 1 期北上市成年後見制度利用促進基本計画(以下「市基本計画」)の達成状況の点検・評価は、目標の達成状況等を北上市成年後見制度利用促進審議会に報告することにより実施することとしていることから、本審議会において、市基本計画の令和 3 年度の活動状況の報告、及び令和 4 年度における活動内容の協議をするものです。



1 市基本計画における目標値の達成状況 (計画P18) 議事資料P1

| 目標 | 成果指標 | R1 (実績) | R3 (実績/目標) | R4 (目標) | R5 (目標) |
|---------|-----------------------------------|---------|------------|---------|---------|
| 1 広報推進 | サービス事業所等の制度及び中核機関認知度 (単位: %) | 38 | 56 / 50 | 60 | 70 |
| 2 相談充実 | 権利擁護の相談件数 * 市と委託事業所の総件数 (単位: 件) | 378 | 1,280/500 | 550 | 600 |
| 3 利用促進 | 成年後見制度の利用者数 (単位: 人) | 83 | 97 / 90 | 110 | 135 |
| 4 後見人支援 | 後見人等受任後のフォローや支援を実施した対象者数 (単位: 実人) | 4 | 13 / 7 | 20 | 25 |

成果指標の基礎数値

目標 1 : 令和 3 年度事業所向けアンケート Q31 事業所利用者・職員への制度認知度

目標 2 : 令和 4 年 1 月末における相談受付件数の暫定値 331+62+605+17=1,015

(権利擁護支援センター・市包括支援係・委託先包括支援センター・相談支援事業所 4 カ所)

目標 3 : 令和 2 年 12 月 31 日現在の盛岡家庭裁判所における市町村別制度利用者数

目標 4 : 令和 3 年度中(令和 3 年 1 月 31 日現在)に権利擁護支援センターが後見人等支援としてケア会議を開催又は参加した者(被後見人等)の実人数

2 令和 3 年度の市基本計画の具体的活動状況

目標 1 : 広報の推進(重点) 議事資料P2

(1) 出前講座等での市民向け勉強会・地域連携ネットワークへの勉強会

- ア 支援者向けの出前講座・研修講師 5 回
- イ フォーラムパネリスト 1 回
- ウ 市民向け出前講座 4 回(内 2 回きぼうノート作成出前講座)
- エ 民生委員向け出前講座 1 回

(2) 障がい者団体向け勉強会

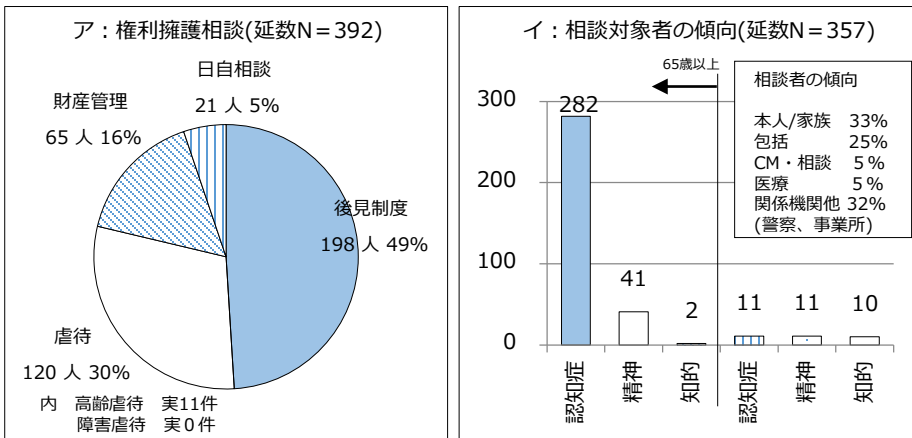
新型コロナウイルス感染拡大のため開催には至らなかったが、北上市自立支援議会暮らし支援部会親亡き後WGに参加、令和 4 年度に後見制度の紹介を軸とした、動画作成(YouTube、アーカイブ形式)を協議していくこととした。

(3) 成年後見制度ガイドブックの作成

地域包括支援センター社会福祉士部会、暮らし支援部会からの御意見を頂きながら、支援者が制度を説明する際のツールとして、ガイドブックを作成。関係機関配布の他、市ホームページにも掲載。

目標 2 : 相談機能の充実(重点) 議事資料P2-3

(1) 北上市権利擁護支援センターの相談対応件数(令和 4 年 3 月末現在)



(2) 地域連携ネットワーク会議の開催(令和 3 年 11 月 18 日開催)

・司法、医療、高齢、障がい分野の 18 人 17 団体に参加頂いた。

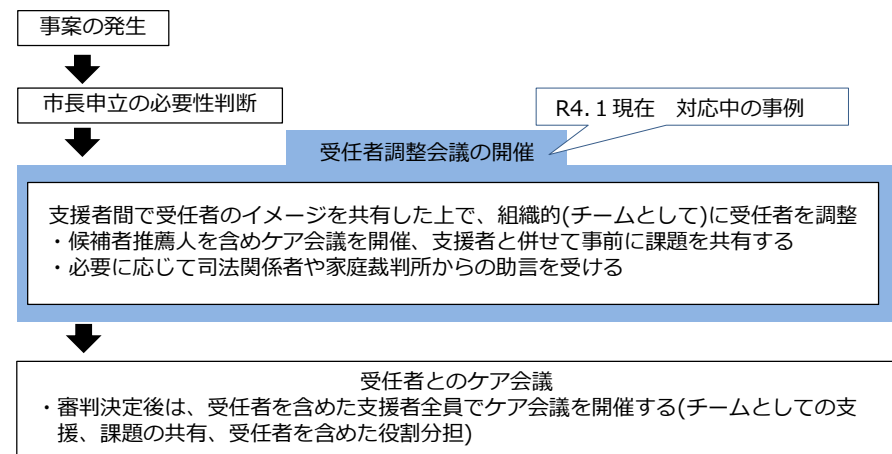
【ネットワーク会議で出された意見等】

- ・どこにつなげば良いのか、相談先がわからない。
- ・「(親が)まだ使わなくていい」と考えている人を後見制度につなげたい。
- ・ケース単発の回りだけではなく、連携を取る際のやり方を知りたい。
- ・司法職が福祉職の知識がある訳では無く、互いに問題点の共有をしたい。各専門分野の意見を聞ければ受任者も安心できる。
- ・連携に関するイメージの共有が支援者間でできているか、格差があると思う。虐待の対応の仕方がわからない。
- ・身元引受人がいらない、又はいても高齢化している事例が増加し対応に苦慮

目標3：成年後見制度利用の促進 議事資料P4

(1) 親族申立の支援(対応事例：認知症高齢者)
同居長男が急逝、別居していた次男を申立人とし、司法職に手続代理人を依頼。次男と司法職の橋渡しとして中核機関が伴走型の対応をした。

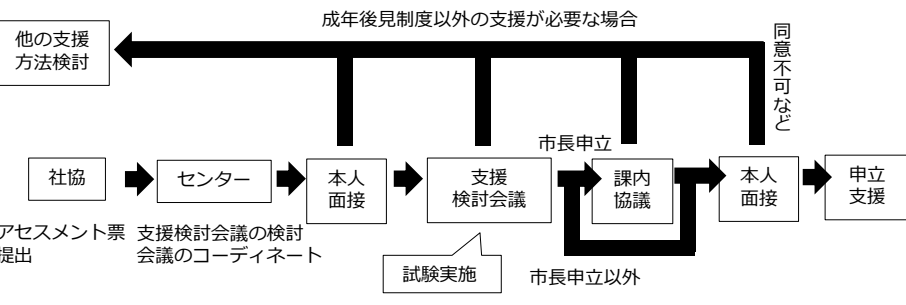
(2) 受任者調整会議の開催
【対応イメージ】



(3) 日常生活自立支援事業からの移行支援検討会議の開催 議事資料P5

- ・北上市社会福祉協議会と意見交換。日自事業の利用開始後は、どの支援者が軸になり関わっているか情報が入って来ないため、移行について他の支援者と協議することができていない(検討の機会がない)現状があり、成年後見制度へ移行するタイミングの判断が難しいことがわかった。
- ・今年度は移行支援検討会議を試験的に開催。今後は事例を蓄積した上で、地域包括支援センター社会福祉士部会と連携を図りながら、運用方法を改善していく。

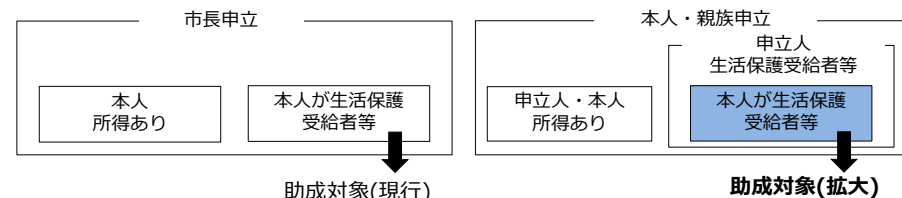
【対応イメージ(一部簡略)】



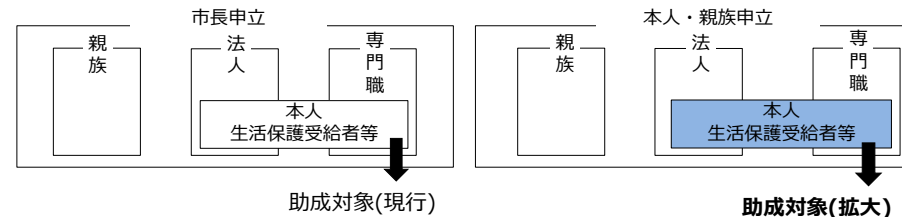
(4) 助成制度の対象者拡大 議事資料P5

- ア 令和4年度より助成制度の対象者を拡大し、本人や親族申立案件についても一定の基準を設け(生活保護受給者等)、助成対象者とする事とした。
- イ 北上市成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正は現在、庁内で審査中。審査終了次第、市ホームページ等において周知していく(3月下旬目途)。

1) 申立費用の助成



2) 報酬費用の助成

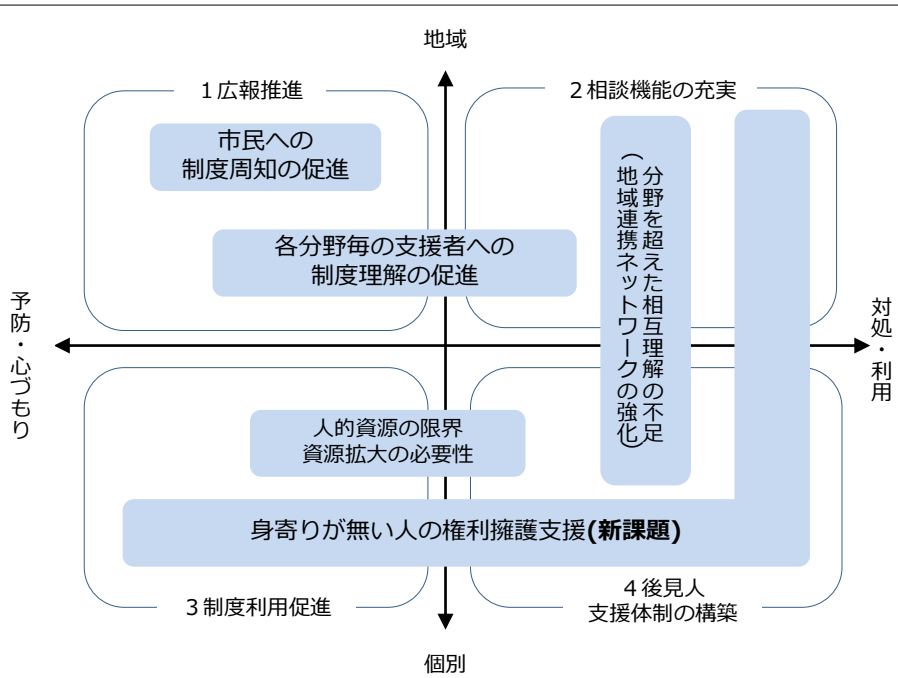


目標4：後見人支援体制の構築 議事資料P6

- (1) 親族後見人等への相談支援：随時、相談に対応
- (2) 家庭裁判所との情報共有：ネットワーク会議、家事事件関係協議会での共有案件に応じ随時、家庭裁判から助言を受けている
- (3) 後見人等受任後のケア会議：市長申立案件について受任後のケア会議を開催 (R3市長申立5件 内決定2件、検討中3件)
- (4) 制度利用における不正防止の徹底：随時、関係機関と連携を図っている。

その他：アンケート調査 議事資料P6

- (1) 事業所向けアンケート調査 300事業(提供サービス毎)内、220事業所回答(73.3%)
 - ・市民への周知、支援者への勉強会を求めると約60%が回答
 - ・成年後見制度の将来利用の必要性について(複数回答)「親族関係が希薄」58% 「支援者の高齢化」56%、「支援できる親族がいない」46%と回答
 - ・身寄りがいない人の対応について連携強化を求める意見が複数
 - *身寄りがいない人として支援すべき対象者(定義)
 - ①身寄りがいない ②家族や親類へ連絡がつかない状況にある人 ③家族の支援が得られない人 (身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(厚労省))
- (2) 社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ中部ブロック会員アンケート調査 会員14名の内、8名回答(57%)
 - ・各分野の成年後見制度に対する理解度の差を埋めていく必要性(分野の相互理解)
 - ・本業の職務専念義務による後見活動の限定性、今後の受任可能件数の減少(限りある資源の有効活用の必要性)



解決すべき課題の整理

| | |
|---|--|
| <p>(1) 広報推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 格差がある、対応の仕方がわからない等の意見を踏まえ、各分野(司法、医療、高齢、障害)に対応した制度周知を促進 障がい者団体等に対する制度理解を含めた権利擁護の周知機会を確保する(親亡き後の支援と連続性を持つ) | <p>(2) 相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 単発ではない連携、支援者間のイメージの共有を具現化し、地域連携ネットワーク会議のあり方を再整理する 身寄りがない人の支援に多くの関係機関が苦慮している現状を踏まえ、議論を進める |
| <p>(3) 成年後見制度利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 人的資源の確保について、市民後見人の育成に向けた調査研究をする | <p>(4) 後見人支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 受任者が安定した支援ができよう、受任後のケア会議(随時のフォロー)を継続して実施していく |

- (1) 広報推進
- ア: 市民向け講演会の開催(きぼうノート出前講座との連携)
 - イ: **地域包括支援センター地区単位での勉強会(SW部会と共同)**
 - ウ: 障がい者団体向け勉強会(くらし支援部会親亡き後WGの動画作成と対応)
 - エ: **権利擁護(後見制度、虐待対応)支援者向け勉強会**
→ SW部会と相談支援事業所向けの勉強会を想定
 - オ: 虐待対応に関する支援者向け勉強会(SW部会と共同、ZOOM想定)
 - カ: 金融機関向けのミーティング(制度周知、主軸は支援者間の相互理解を目的)
 - キ: **医療従事者向け勉強会(北上市在宅医療介護連携支援センターと共同)**

- (2) 相談機能の充実
- ア: **地域連携ネットワーク会議のあり方を再検討、相互理解の促進につながる形を改めて整理し、年2回の開催を目途に実施する。**
 - イ: 北上市権利擁護支援センターでの継続した相談受付、虐待対応
 - ウ: **身寄りがない人の権利擁護支援の検討**
(新課題、北上市在宅医療介護連携支援センター等関係機関との議論を深化)

- (3) 成年後見制度利用の促進
- ア: 本人・親族の申立支援
 - イ: 受任者調整会議(申立候補者推薦、受任候補者の交代)
 - ウ: 移行支援検討会議(日自事業からの移行)
 - エ: 市民後見人の育成に向けた調査研究の着手(先進地事例の視察)

- (4) 後見人支援体制の構築
- ア: 親族後見人の相談受付
 - イ: 家庭裁判所との情報共有
(地域連携ネットワーク会議、審議会へのオブザーバー参加依頼)
 - ウ: 後見人等受任後のケア会議について継続して開催していく

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

* 審議会資料
4 その他
国2期計画

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

**権利擁護支援の
地域連携ネットワーク**

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

第二期計画案における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関

- 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。
- 地域の実情に応じて、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 国は成年後見制度等の見直しの検討に併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

第二期計画案における中核機関の役割

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等をを行い、関係者のコーディネートをを行う。

第一期計画における中核機関の整備

- これまで、市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進を行ってきた。

広報、相談が中心

中核機関

市町村

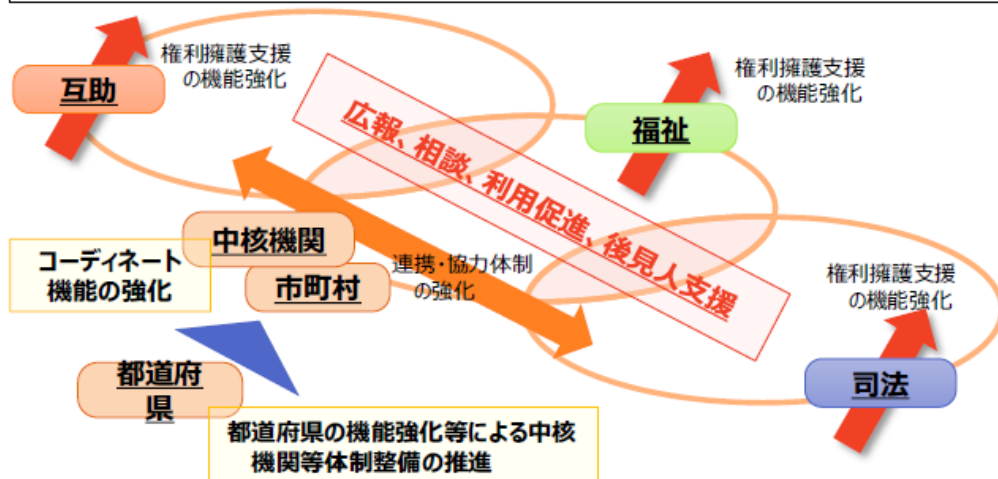
課題

中核機関を中心としたスキームであるため、

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
- 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

第二期計画案における中核機関のイメージ

- 中核機関がコーディネート機能を発揮できるよう、地域、福祉、司法等、地域連携ネットワークの各主体の機能強化や連携・協力体制の強化を行う。また、都道府県の機能強化により中核機関の体制整備を推進する。



第二期基本計画の工程表とKPI①

| | KPI※1 (令和6年度末の数値目標) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度※2 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|---|---|---|--|--------------------------------|-------------------|----------------|-----------------------|
| 優先して取り組む事項 ※3 | 任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組 | ・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 - | 市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知 | | | 関係機関等による周知の継続 | |
| | 利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討 | | | | | | |
| | 担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施 | ・全47都道府県 ・全47都道府県 | 市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 | 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 | | | 都道府県による担い手の継続的な確保・育成等 |
| | 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施 | | | | | | |
| | 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進 | ・全47都道府県 ・全1,741市町村 | 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 | | | 都道府県による研修の継続実施 | |
| | 市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善 | | | | | | |
| 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施 市町村による実施 | | | | | | | |
| 権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し | ・全1,741市町村 | 市町村による計画策定・必要な見直し | | | 策定状況等のフォローアップ | | |
| 都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置 | ・全47都道府県 | 都道府県による都道府県単位等での協議会の設置 | | | 都道府県による協議会の継続的な運営 | | |

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期基本計画の工程表とKPI②

| | | KPI※ ¹ (令和6年度末の数値目標) | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度※ ² | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|---|------------------------|-------------------------------------|--|-----------------------------------|---------------------|-------|-------|--|
| 討 等 向 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討 | 成年後見制度等の見直しに向けた検討 | — | 成年後見制度等の見直しに向けた検討 | | | | | |
| | 総合的な権利擁護支援策の充実 | — | 日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討 | | | | | |
| 制 度 の 運 用 改 善 等 | 意思決定支援の浸透 | ・ 全47都道府県 | 都道府県による意思決定支援研修の実施 | | 都道府県による研修の継続実施 | | | |
| | ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 | — | 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 | | | | | |
| | ・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 | — | 各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成 | 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発 | | | | |
| | ・ 基本的考え方の整理と普及 | — | 市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応 | | | | | |
| | 適切な後見人等の選任・交代の推進等 | — | 適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討 | | | | | |
| ・ 柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む) | — | | | | | | | |
| ・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等 | — | | | | | | | |
| 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 | — | 成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及 | | | | | | |
| ・ 成年後見制度支援信託・支援預貯金の普及 | — | 関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討 | | | | | | |
| ・ 保険の普及等事後救済策の検討 | — | | | | | | | |
| 地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り | 地域連携ネットワークづくり | ・ 全1,741市町村 | 市町村による制度や相談窓口の周知 | | 市町村による周知の継続 | | | |
| | ・ 制度や相談窓口の周知 | ・ 全1,741市町村 | 市町村による中核機関の整備 | | 市町村による中核機関の運営 | | | |
| | ・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化 | — | 中核機関のコーディネート機能の強化 | | | | | |
| | ・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施 | — | 市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施 | | | | | |
| | ・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施 | — | 市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築 | | | | | |
| | ・ 包括的・多層的な支援体制の構築 | — | 取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等 | 権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討 | | | | |

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。